

I. はじめに

近年、これまで主流であった無償ストック・オプション（以下、ストック・オプションを「SO」という。）に代わり、取締役や従業員が対価を支払って取得する有償 SO の発行事例が目立ちます。

そこで今回は、この有償 SO について、「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下、「SO 会計基準」という。）で想定されている無償 SO との相違点、及び企業会計基準委員会で現在審議されている会計処理方法などを解説します。

II. 有償 SO とは

(1) 会社法上の取扱い

有償 SO は通称であり、正式には「有償時価発行新株予約権」と呼称されます。つまり、有償で時価発行することにより、会社法の新株予約権のルールを適用することができ、その結果として公開会社であれば取締役会決議のみで発行することができます。

一方、無償 SO は労働サービスに対する報酬としての位置付けになります。取締役への支給は会社法上役員報酬として取り扱われ、付与される無償 SO の公正な評価額が取締役の報酬限度の枠を超えてしまう場合は株主総会決議が必要となります。また、労働上の貢献を上回る価値を付与しようとすると、「特に有利な条件」として株主総会の特別決議が必要になってしまいます。このように無償 SO は機動的な発行が難しく、使い勝手の悪い制度といわれる所以でした。

(2) 発行価額を低くできるスキーム

上場会社の SO の公正な評価額は、ブラック・ショールズ・モデルなどの一般的な価値算定モデルを使うと、発行時の株価の 40~60%と算定されるケースが多いです。これでは有償 SO の付与対象者が付与時に支払わなければならない資金的負担が高くなりすぎ、普及しにくい要因でもありました。

そこで、SO 行使の条件に一定の業績を達成することというハードルを設定し、付与される SO の公正な評価額を下げること、報酬付与の手段として使いやすいものになり、かつ付与対象者のインセンティブを期待するスキームとして機能させることができます。業績要件の達成が困難であるほど SO を行使できる可能性が低くなるため、評価額を下げることができます。

(3) 税務上の取扱い

無償 SO にはストック・オプション税制が適用されます。つまり、税制適格の要件を満たせば権利行使時に行使者への課税は発生せず、株式が売却された時点で株式売却代金と新株予約権行使価額との差額に譲渡益課税（20%）が生じます。しかし、税制非適格 SO の場合は、権利行使した時点で行使価額と行使時点の時価との差額が給与所得として課税されてしまいます（住民税を含め、累進課税で最大 55%）。これでは株式が換金されていない時点で SO の付与者に多額の給与所得課税が生じかねません。

これに対して、有償 SO はストック・オプション税制の対象外となり、付与者が実際に SO の権利を行使して得た株式を売却した時点で、有償 SO の払込価額（SO 発行時と権利行使時の合計）と株式売却代金の差額を譲渡所得として課税されます。すなわち、税制適格要件を考慮することなく課税繰延効果が得られることになるのです。

また、税制適格 SO の場合は付与決議日から 2 年間は権利行使できない期間を設ける必要がありますが、有償 SO であれば付与日から 1 年程度で SO を行使することができるスキームとすることが可能です。

(4) 有償 SO の会計処理

現行の実務では、有償 SO は SO 会計基準に該当するかが明確でないことから、「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下、「新株予約権の会計処理」）に定める処理を採用しているケースが多くみられます。

SO 会計基準では、SO は付与対象者の労働サービスの対価であるとの考えから、付与した SO の価値を見積もって費用計上する必要があります。

一方、新株予約権の会計処理を適用すると、SO の発行価額を純資産の部の「新株予約権」に計上し、権利行使されたときに新株予約権を資本金等に振り替える処理となります。労働サービスの対価ではなく、現金を対価として有価証券を発行する取引であることから、損益計算書に SO 会計基準のような費用を計上する必要はありません。

ただし、企業会計基準委員会の審議では、この有償 SO に関して「SO 会計基準の適用範囲に含めることが適切である」との意見が大勢を占めています。今後は公開草案の整備と適用時の対応（遡及適用や経過措置の有無）について検討されていくものと思われます。ここ数年内に有償 SO も費用処理が求められるようになるかもしれません。

III. 有償 SO の発行事例

2016 年に入ってすでに 70 社以上が有償 SO を発行しており、注目度の高さがうかがえます。下表はいくつかの会社をピックアップし、業績要件を含む発行要領を示したものです。

特筆すべきは、やはり行使価額と比較した発行価額の低さでしょう。行使価額は一般的に決議日前日の終値に設定されるのに対して、発行価額は業績要件を付けることで低く抑えています。行使価額の 1% 以下も珍しくありません。

業績要件は売上高や営業利益を指標として用いるケースが多いですが、中には特定セグメントの売上高や EBITDA など自社の KPI(Key Performance Indicator: 重要業績評価指標) に合わせて設定している事例もみられます。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>

【直近の有償 SO 発行事例】(各社の IR 情報より)

会社名	取締役会 決議日	新株予約権発行数 (株式数ベース)	新株予約権発行価額 (株式数ベース)	業績要件の要約 (*2)
		希薄化率	行使価額 (*1)	
エス・エム・エス	2016/7/20	206,000 株 0.49%	6 円 2,380 円	2019/3 期の EBITDA(*3)が、 ・ 4,977 百万円超 : 行使可能割合 10% ・ 6,462 百万円超 : 行使可能割合 50% ・ 8,216 百万円超 : 行使可能割合 100% (2016/3 期の EBITDA は 3,739 百万円)
ドンキホーテ ホールディングス	2016/6/30	1,369,700 株 0.87%	20 円 3,700 円	以下の要件を全て満たした場合 ・ 2017/6 期 : 売上高 8,200 億円超 営業利益 450 億円超 ・ 2018/6 期 : 売上高 8,800 億円超 営業利益 480 億円超 (2016/6 期の業績予想は売上高 7,500 億円、営業利益 410 億円)
オムロン	2016/6/23	74,300 株 0.03%	310 円 3,615 円	2017/3 期の売上高が、 ・ 8,000 億円以上 : 33%行使可能 ・ 8,500 億円以上 : 50%行使可能 ・ 9,000 億円以上 : 67%行使可能 ・ 9,250 億円以上 : 75%行使可能 ・ 9,500 億円以上 : 84%行使可能 ・ 9,750 億円以上 : 92%行使可能 ・ 1 兆円以上 : 100%行使可能 (2016/3 期の売上高は 8,336 億円)
ペッパーフード サービス	2016/6/14	285,800 株 2.92%	11.04 円 1,243 円	2016/12 期の売上高が 23,200 百万円超かつ営業利益が 1,031 百万円超 (2015/12 期の売上高は 16,198 百万円、営業利益は 761 百万円)
大和ハウス工業	2016/5/13	2,450,000 株 0.37%	57 円 3,017 円	2017/3 期~2019/3 期の営業利益の累計額が、 ・ 7,600 億円超 : 行使可能割合 30% ・ 7,800 億円超 : 行使可能割合 60% ・ 8,000 億円超 : 行使可能割合 100% いずれかの期の営業利益が 2016/3 期の実績を下回った場合は一切行使できない (2016/3 期の営業利益は 2,431 億円)

(*1) いずれの会社も、前日 (ペッパーフードサービスは直近の取引成立日) の終値を行使価格としている

(*2) ペッパーフードサービスは連結財務諸表を作成していないため個別ベース、その他の会社は連結ベース

(*3) 連結 P/L の営業利益に連結 C/F の減価償却費及びのれん償却額を加算した額